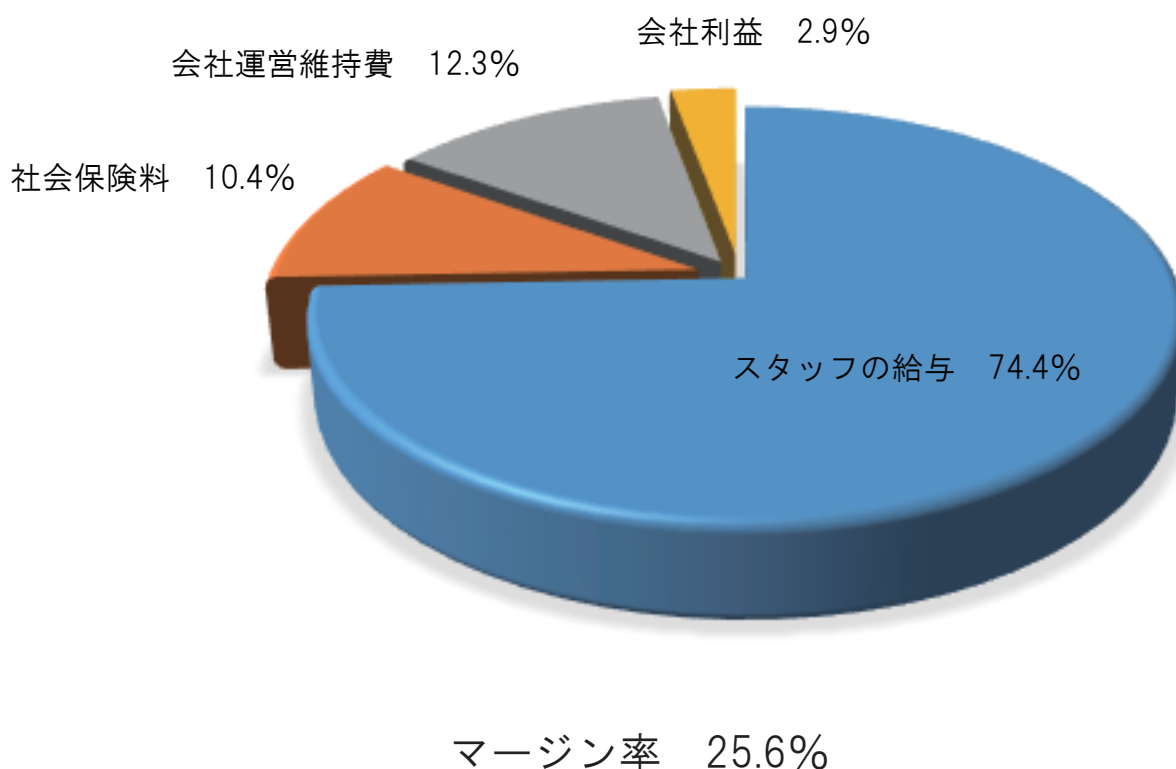


労働派遣事業部に関するマージン率の公開について

平成24年10月1日より、「改正労働派遣法」が施行されました。
派遣元事業者による「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」の公開が規定されました。

下記に弊社マージン率の内訳を公開致します。



社会保険料：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

会社運営費：社員人件費、スタッフ有給休暇、募集広告費、オフィス賃借料、その他

【下記事項については弊社内に提示しております】

- ・派遣労働者の数
- ・労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- ・教育訓練に関する事項
- ・労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ・派遣労働者の賃金の額の平均額